

# 東京都立港特別支援学校給食受給・欠食規約

令和6年4月1日校長決定

## 1 受給

- (1) 校長の認める理由により給食の喫食を希望し、かつ所定の届出用紙（喫食届）により、ここに定める期日までに提出した者について「受給」として取り扱う。
- (2) 在籍する生徒及び教職員については、在籍と同時に受給とする。ただし、定期的な欠食が見込まれる生徒や、週5日の勤務でない職員等は喫食・欠食の届出をし、喫食日を定める。非常勤教員等については勤務表に従うこととする。（ただし年休は欠食扱いとしない。）
- (3) 校長が受給と認めたものについては、「試食」とし、試食扱いとした給食代金は、東京都立港特別支援学校給食会計規約により処理する。
- (4) 受給の範囲
  - ア 本校に在籍する生徒及び教職員
  - イ 給食指導に関わる理由により、校長が喫食を認めた者
  - ウ 保護者を対象とする給食試食会参加者
  - エ 給食に関わる視察等
  - オ その他、校長が認めた者
  - \* 委託調理員は、教職員に準ずるものとする。細部は、各担当と連絡調整する。
  - \* 介護体験学生・スクールバス運転手・添乗員については受給を認めない。
- (5) 喫食届の提出については、担当者が喫食予定日の前々週の木曜日までに喫食届を提出する。ただし、療養中の生徒の退院に伴う喫食の再開等、事前に喫食開始日が確定できない場合は最大限配慮して再開させるものとする。

## 2 欠食

- (1) 校長が認める理由により給食の停止を希望し、かつ、所定の届出用紙（欠食届）により、ここに定める期日までに提出したものについて「欠食」として取り扱う。
- (2) 校長が欠食と認めたものについてはこの規定に定める時期と方法により、給食費を返還する。期日までに欠食届の提出がなかった場合には、欠食及び給食費の返還対象にならない。
- (3) 以下の理由の場合は欠食と認める。
  - ①生徒・教職員等が1日単位から返金対象となる場合
    - ア 学校行事（学年行事・部活等）
    - イ 現場実習及び進路に関わる事前面談、面接、健康診断等（引率を含む）

※教職員の場合は、生徒の引率・行事・健康診断・5日間以上の連続した欠勤のみ。

  - ウ 就労B型アセスメントに関する実習
  - エ 愛の手帳及び指針保健福祉手帳の取得、成人更新、職業上の重度判定等（ただし保護者から欠食届が提出された場合に限る）
  - オ その他校長が認めた場合
- ②生徒・教職員等が3日単位から返金対象となる場合
  - ア 欠席・欠勤等（連続3日以上欠席が見込まれる場合）

- イ 転学・退学・退職
  - ウ ある期間を通じ、同じ曜日等に欠席する場合（2週間、3日間以上）
  - エ その他校長が認めた場合
- (4) 以下の理由により喫食しなかった場合には欠食扱いとせず日々の給食内容に還元する。
- ア 交通機関のストライキ、悪天候を理由とした交通機関の運行中止や本校の臨時休校による場合
  - イ 学校保健安全法第4節「感染症の予防」（第19～21条）による場合
  - ウ 学校教育法施行規則第63条（非常災害等による臨時休校）による場合
  - エ その他、状況により校長が判断した場合
- (5) 欠食の手続きは、欠食希望日の前々週の水曜日の16時30分までに欠食届を校長に提出する。
- (6) 学校行事による欠食は、前月20日までに欠食届を校長に提出する。
- (7) 欠食期間終了後は、自動的に給食開始となる。